慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	最惠国条款及び其分類
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.5 (1909. 6) ,p.599(57)- 612(70)
JaLC DOI	10.14991/001.19090601-0057
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090601-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

最惠國條款及び其分類

板倉卓造

國際條約は其種類固より一にして足らずと雖も、就中最も普通にして、且つ最も重要なるものを、通商航海條約と爲す。苟も國を開きて外國と交通往來するものにして、通商航海條約を締結せざるものある可からずと云ふも不可なし。而して其規定する所は主として之に依て締盟國相互の臣民もしくは人民(時としては政府)が、他方より版圖内に於て享有す可き一般及び通商航海に關する諸種の權利を保證せんとするものあれども、其詳細なる内容に至ては、國々の事情に因りて、多少相違す可き筈なるが故に一言に之を包羅せしむるを得ず。唯だ諸國の間の條約を通覽するに、通商航海條約は、大體に於て、左の三事項を包含するものなりと云ふを得べきが如し。

一、締盟國一方の臣民(若しくは人民)が他方の版圖内に於て享有す可き公法上幷に私法上の一般權利の保證例へば住居旅行の自由に關する權利裁判所に出訴す

るの權利、財產の所有、移轉、處分等に關する權利、租稅の負擔に關して均等の取扱を受るの權利、信教の自由に關する權利、兵役免除に關する權利等の保證の如し。

二、締盟國一方の臣民(若しくは人民)が、他方の版圖內に於て享有す可き通商に關する權利の保證、例へば營業に關する權利、輸出入に關する權利、關稅の負擔に均等の取扱を受くるの權利等の保證の如し。

三、締盟國一方の臣民(若しくは人民)が他方の版圖內に於て享有す可き航海に關する權利の保證、例へば船舶上の課稅に關し均等の取扱を受くるの權利、船舶の繫留、貨物の積卸しに關する權利、海難救助に關する權利等の保證の如し。

右の外尙ほ一二の事項に關して規定する所あるは勿論、前記の三事項に關しても、單に權利の保證に止まらず、同時に其他方の版圖內に於て負擔す可き諸種の義務に就き規定の存するは、通商航海條約を一見するものゝ容易に了解する所なり。而して是等の權利を享有するに就き或は(第一)一般に其內國臣民若しくは人民と同樣の取扱を受くることあり。例へば日英通商航海條約第一條第一項及び第二項に、

兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖內何ケ所ニ到リ旅行シ或ハ住居スルモ全ク隨意タルベク而シテ其身體及財產ニ對シテハ完全ナル保護ヲ享受スベシ

該臣民ハ其權利ヲ伸張シ及防護セムカ爲メ自由ニ且容易ニ裁判所ニ訴出ルコトヲ得ヘク又該裁判所ニ於テ其權利ヲ伸張シ及防護スルニ付內國臣民ト同樣ニ代言人辯護人及代人ヲ選擧シ且使用スルコトヲ得ヘク而シテ右ノ外司法取扱ニ關スル各般ノ事項ニ關シテ內國臣民ノ享有スル總テノ權利及特典ヲ享有スヘシ

とあるは、其例にして學問上この取扱を內國民待遇(National Treatment)と云ふ。或は又(第二)第三國の臣民若しくは人民と同樣の取扱を受くることあり。例へば前記條約第十五條の規定の如し。

兩締盟國ハ其ノ一方ノ通商及航海ヲ他ノ一方ニ於テ總テ最惠國ノ基礎ニ置ク主意ヲ有スルニ因リ通商及航海ニ關スル一切ノ事項ニ關シ其ノ一方ヨリ別國ノ政府、船舶、臣民或ハ人民ニ現ニ許與シ或ハ將來許與スベキ一切ノ特典、殊遇若ハ免除ハ他ノ一方ノ政府、船舶ノ臣民ノ或ハ人民ニモ卽時ニ且條件ヲ附セスシテ之ヲ許與スベキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

之を最惠國民待遇(Most Favuored Nation Treatment)と云ふ或は又(第三)右二つの取扱を併せて受くることもあり。例へば前記第一條第三項に、

住居權、旅行權及各種動產ノ所有、遺囑又ハ其ノ方法ニ因ル所ノ動產ノ相續並ニ合談ニ得ル所ノ各種財產ヲ如何ニ處分スルコトニ關シ兩締盟國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖內ニ在リテ內國若ハ最惠國ノ臣民或ハ人民ト同樣ノ特典自由及權利ヲ享有シ且此等ノ事項ニ關シテハ內國若ハ最惠國ノ臣民或ハ人民ニ比シテ多額ノ稅金若クハ賦課金ヲ徵收セラルヽコトナカルヘシ

と規定するが如し。之を內國幷最惠國民待遇(Both National and Favoured Nation Treat

inent)と云ふ。

斯の如く締盟國臣民(若しくは人民)の取扱に三種の方法ある中に、第一の內國民待遇は、大抵各種の權利に就き內臣民(若しくは人民)と同樣の取扱を爲すものなれども、現時の慣例は、外國人に與ふる公法上の權利に、多大の制限を加ふるは勿論、私法上の權利にても、種々の例外を設くるの常なるのみならず、其條約に明規する所も、單に其享有す可き權利の大綱を擧示するに止まるが故に、時として之が實行に際し、締盟國間に、其條款の解釋に關して、異論を生ずることなきに非ず。左れば條約を締結するに鑑みても、又之を實行するに當りても、內國民待遇の條款に關する研究の、決して等閑に附す可からざること、固より云ふまでもなき所なり。第二の最惠國民待遇の條款は、世に所謂最惠國條款(Most Favoured Nation Clause)なるものにして、其解釋に關しては、從來國際間に種々の紛議を生じたるの實例甚だ多く、隨て其研究は、學者、實際家の共に重きを措く所にして、實際に最惠國條款の解釋は、條約の解釋に關する最も困難なる問題の一と稱せらるゝものなり。而して第三に掲げたる內國幷に最惠國民待遇に就ての條款は、內國民待遇に關する條款と、最惠國民

待遇に關する條疑とを合併したるものに過ぎざれば、其解釋は、前掲二者の解釋に依て、自ら決定せらるゝものと云ふ可し。

抑々最惠國民待遇とは、既に一言せる如く、締盟國一方の臣民(若しくは人民)に對し、第三國の臣民(若しくは人民)と同樣の取扱を爲すの云ひにして、畢竟或特別の國に恩惠を私して、以て他國の利益を害することなからんと期するの趣意より出でたるものなり。此趣意を規定したる條款は、其體裁及び用語必ずしも一ならずして、例へば前に掲げたる日英條約第十五條の如く、條文中に、最惠國々々なる文字を明記するものは、唯だ其文字を一見するのみにて、遂に其惠國條款なることを知るを得るに反し、條文中には毫も此種の文字を明記せざるも、其實質の最惠國條款なるものあり。日英條約第五條に、

大不列顛國皇帝陛下ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル物品ハ何レノ地ヨリ日本國皇帝陛下ノ版圖內ニ輸入シ又日本皇帝陛下ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル物品ヲ何レノ地ヨリ大不列顛國皇帝陛下ノ版圖內ニ輸入スルモ總テ別國ノ生產或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ニ課スル所ノ稅ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ課セラルヽコトナカルベシ又締盟國ノ一方ノ版圖內ヘ別國ノ生產或ハ製造ニ係ル物品輸入ヲ禁止スルニ非サレバ他ノ一方ノ版圖內ノ生產或ハ製造ニ係ル同種ノ物品ヲ何レノ地ヨリ輸入スルコトヲモ禁止スルコトナカルヘシ但シ此ノ末段ノ取極ハ人畜或ハ農業ニ有用ナル植物ノ安全ヲ保護スルニ必要ナル衞生上及其ノ他ノ禁止ニハ適用スヘカラサルモノトス

と規定したるが如き、最惠國云々なる文字は之を發見せざるも、其實質の明に最惠國條款に然ならざるは、締盟國の一方よりする輸入品に對し列國よりするものよりも、異種もしくは多額の稅を課することなく、又別國の輸入品を禁止するに非ざれば、締盟國一方の輸入品をも、禁止することなかる可しとの趣意を究極すれば、即ち締盟國の一方を、第三國と同樣に取扱ふの云ひに過ぎざればなり。

諸國の通商航海條約を通覽するに、最惠國條款は、種々の標準に依りて、種々の分類を試みることを得べしと雖も、研究上には左したる利益もなきやうなれば、爰には煩瑣なる分類に立入るを避けて、唯だ最も普通にして最も重要なる種類のみを列記するに止む可し。

一、最惠國條款は、條約の締盟國相互に、最惠國と同樣の恩惠を交換することを約定するを以て、今日普通の形式と爲し、自國に於て、相手國の臣民(若しくは人民)を、第三國の臣民(若しくは人民と同一に取扱ふと同時に、相手國に於ても、自國の臣民(若しくは人民)を、第三國の臣民(若しくは人民)と同一に取扱ふ可き旨を互約するの例にして、文明國間の條約は總て然らざるはなし。然るに、時として、文明國と

未開國との間の條約中には、一方の文明國は、相手の未開國に在りて、第三國と同樣の取扱を受くると能はざるに反し、其未開國は相手の文明國に於て、第三回と同樣の取扱を受くるとの規定を存するものあり。其文明國間の條款が斯の如く雙務的にして、文明國と未開國間の條款が片務的なるは、要するに締盟國の一方が未開國にして、未だ文明國ならざるか爲めのみ。前に引用したる日英條約第一條第三項の文中『兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖內に在りて云々』と規定したるが如き、又第十五條の劈頭に『兩締盟國は其の一方の通商及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り云々』と規定し、更に『其の一方より云々は他の方の云々』と規定したるが如き、若しくは前例第五條に、尙ほ一層明確に『大不列顛國皇帝陛下の版圖內の生產或は製造に係る物品は何れの地より日本皇帝陛下の版圖內に輸入し又日本國皇帝陛下の版圖內の生產或は製造に係る物品を何れの地より大不列顛國皇帝陛下の版圖內に輸入するも云々』と規定したるが如き、最惠國の恩惠を、締盟國相互に交換均霑するの趣旨を約束したるものにして、此種の條款を、雙務的條款(Bilateral Clause)と云ふ。之

に反して、日清通商航海條約第九條に、

清國ト泰西諸國トノ間ニ實施スル稅目及稅則ハ日本國民カ清國ヘ輸入シ若ハ日本國ヨリ清國ヘ輸入シ又ハ日本國臣民カ清國ヨリ輸出シ若ハ清國ヨリ日本ヘ輸入スル際一切ノ物品ニ適用スヘシ清國ト泰西諸國トノ間ニ存在スル稅目及稅則ニ於テ特ニ輸入若ハ輸出ヲ制限シ若ハ禁止セザル物品ハ規定ノ輸入稅若ハ輸出稅ヲ拂フノミニテ自由ニ清國ヘ輸入シ若ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得ヘシ但シ日本國民ハ何等ノ場合ニ於テモ最惠國民若ハ人民カ清國ニ於テ現ニ納メ若ハ將來納ムヘキ輸出入稅ニ異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ納稅ヲ要セラルヽコトナカルヘシ又日本國ヨリ清國ヘ輸入シ或ハ清國ヨリ日本國ヘ輸出スル一切ノ物品ハ其輸出入ニ際シ最惠國ヨリ輸入シ或ハ元ヘ輸出スル同樣ノ物品ニ對シ清國ニ於テ現ニ課セラレ若ハ將來課セラルヘキモノト異ナルカ或ハ之ヨリ多額ノ稅ヲ課セラルヽコトナカルヘシ

と云へるは、單に日本國民の一方のみ、輸出入稅及び輸出入の禁止に就て、最惠國と同樣の取扱を受くる旨を規定したるものにして、之に因り日本は清國に對し該事項に關して、最惠國の恩惠を享有するの權利を有する其反對に清國は假令ひ日本が第三國に殊別の恩惠を施こすことあるも、之に均霑するの權利を有せざるものとす。何となれば右の條款中には、最惠國民待遇に就き、清國は日本に對する義務のみを負擔して、何等の權利をも享有せざればなり。追加日清通商航海條約第九條に曰く、

日清兩國間ニ現ニ存在スル凡テノ條約及約定ノ規定ハ本條約ニ依テ改正又ハ廢止セラレサル限リ茲ニ其ノ效力ヲ確認ス又日本國ノ政府官吏臣民通商航海運漕工業及一切ノ財產ハ大清國皇帝陛下又ハ清國政府又ハ清國諸省若ハ地方官衙ヨリ他國ノ政府官

吏臣民通商航海運漕工業又ハ財產ニ既ニ附與セラレ又ハ將來附與セラルヘキ一切ノ特權免除及利益ヲ自由且完全ニ享受スヘキコトヲ明ニ茲ニ規定ス

日本國政府ハ日本國ニ在ル清國官吏及臣民ニ對シ帝國法律規則ノ許ス限リ成ルヘク優遇ヲ與フルコトヲ努ムヘシ

其第一項は、清國に於て『日本國の政府官吏臣民通商航海運漕工業及一切の財產』を『他國の政府官吏通商航海運漕工業又は財產』と同樣に取扱ふ旨を規定したるに反し、其第二項は、日本に於て、清國の官吏及び臣民を取扱ふに、單に『帝國法律規則の許す限り成るべく優遇を與ふることを努むべし』と云ふに止まりて、最惠國の待遇を與ふ可き義務を負擔せず。此種不對等の條款は、尙ほ日清通商航海條約第四條、第十五條末項、第二十五條末項及び追加日清通商航海條約第一條末項にも規定する所にして、『朝鮮國に於て日本人民貿易の規則』(日韓通商航海條約)第四十二款中の規定亦然り。而して現行條約實施以前に於ける、我國と西洋諸國との舊通商航海條約中には、實に此種の條款を含みたるものなりき。之を片務的條款(Unilaterol Clause)と云ふ。

二、最惠國條款に其これを適用す可き目的の事項を、一般的に規定したるものと、又箇々別々に規定したるものとあり。前に揭げたる日英條約第五條は、締盟國の

一方が、其生產或は製造に係る物品を、他方に輸入する際に課せらるゝ輸入稅及び輸入禁止に關し、最惠國の取扱を與ふる旨の規定にして、其目的事項を特更に明記したるものなり。之を特別的條款(Specialized Clause)と云ふ。特別的條款の例は甚だ少なからず、日英條約第一條第三項の住居權、旅行權及び各種動產の所有、移轉、處分等に關する規定、第五項の取立金もしくは租稅の徵收に關する規定、第三條第三項の通商航海に關する稅金もしくは取立金の徵收に關する規定、第六條の輸出稅及輸出禁止に關する規定、第九條の噸稅、港稅、水先案內料、燈臺稅、檢疫費等の賦課に關する規定、第十一條第一項の沿海貿易に關する規定、第十六條の領事官の駐在地及び其取扱に關する規定の如き、特別の目的事項に關する最惠國條款を特別に規定したるものなるが故に、是等は皆特別的條款に屬するものとす。之に反して、同じく前掲日英條約第十五條に『兩締盟國は其の一方の通商及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り通商及航海に關する一切の事項に關し云々』とて、通商航海に關する一切の事項に、最惠國の取扱を爲すを約したるは、卽ち目的事項を一般的に規定したるものにして、之を一般的條款(Generalized Clause)とは云ふなり。

一般的條款は、更に之を細別することを得べし。中に就き、最も重要なるもの三種あり。蓋し條約の相手國は、第三國と同樣の待遇を許與するに今日各國條款中、條件の有無を記載するもの多數の例にして、日英條約第十五條の末文にも『卽時に且條件を附せずして之を許與すべきことを兩締盟國に於て約定す』とあり。此種の條款は諸國の條約中頻繁に發見せらるゝ所にして、我國と諸外國との通商航海條約の大多數は殆ど一樣に此日英條約第十五條の規定を有するものなり。之を無條件條款(Unconditional Clause)と云ふ。日米條約の一般的條款には、

兩締盟國ハ其ノ一方ノ通商及航海ヲ他ノ一方ニ於テ總テ最惠國ノ基礎ニ置ク主意ヲ有スルニ因リ通商及航海ニ關スル一切ノ事項ニ關シ其ノ一方ヨリ別國ノ政府、船舶、臣民或ハ人民ニ現ニ許與シ或ハ將來許與スヘキ一切ノ特典、殊遇若ハ免除ハ他ノ一方ノ政府、船舶、臣民或ハ人民ニモ若シ別國ノ無報酬ニ許與シタルトキハ無報酬ニテ又若シ條件ヲ附シテ許與シタルトキハ其ト均一ノ條件ヲ附シテ之ヲ許與スヘキコトヲ兩締盟國ニ於テ約定ス

とあり。前の日英條約には『條件を附せず云々』と記載するに日米條約には『若し別國無報酬に許與したるときは無報酬にて又若し條件を附して許與したるときは其れと均一の條件を附して云々』と詳細なる規定を設けたるに注意す可し。

此種の條款は、我國と墨西哥條約第五條、祕露條約第十四條、伯剌西爾、亞爾然丁及び智利各條約第四條に發見せらるゝものにして、之を條件附條款(Conditional Clause)と云ふ。右の二條款は、文字上に條件を附すと云ひ、若しくは條件を附せざる旨を明記するものなれども、時として、諸國の條約中、條件を附するとも、附せざるとも、何等條件に就て明言せざるものあり。例へば日韓通商航海條約たる『朝鮮國に於て日本人民貿易の規則』第四十二款中に、

尤現時若クハ後來朝鮮政府何等ノ權利特典及ヒ惠政恩遇ニ論ナク他國官民ニ施及スルモノアラハ日本國官民モ亦猶豫ナク一體均霑スルヲ得

とあるが如き、又は日清通商航海條約第二十五條末項に、

且日本國ノ政府及臣民ハ乃清國皇帝陛下ヨリ他國ノ政府又ハ臣民ニ現ニ附與シ又ハ將來附與スヘキ一切ノ特權免除及利益ヲ享有スヘキコトヲ特ニ茲ニ規定ス

とあるが如き是れなり。又曩に掲げたる追加日清通商條約第九條第一項中に『一切の特權免除及利益を自由且完全に享有すべきこと云々』とある其『自由且完全』なる文字の解釋に依りては、無條件條款とも爲りて、卽ち條件を附せざることを明言するものゝ如くなれども、夫れは解釋の仕方に依りて然るまでにして、兎に角、條文の上にては、日英もしくは日米條約の如く、條件に就て明規せざるものと見做すを

以て、無難なりとす可し。此種の條款は、我國と諸外國との條約中、右清韓兩國を除ては、他に見出さゞる所なれども、外國との間の條約中には、今日尙ほ多く存在する所なり。之を單純條款(Simple clause)と云ふ。

學者中、余の所謂無條件條款及び條件附條款を呼ぶに、前者は一八六三年の英伊條約中に此種の條款ありしを嚆矢とするの故を以て、英伊主義條款(Anglo-Italian Clause)の名を以てし、後者は一八四八年の英國とリベリヤとの條約中は、此種の條款ありしを嚆矢とするの故を以て、英國リベリヤ主義條款(Anglo-Liberian clause)の名を以てするものあれども、少なくとも余の知る所にては、條件附條款の規定は、一八三七年十月二十七日、英國と和蘭との間に締結したる現行通商條約第一條中發見せらるゝのみならず、更に溯て一七七八年、米國が其獨立宣言を發したる後、第一の國際條約たる、米佛修交者商條約第二條にも、之を存するを斷言する學者もあれば(例へば Fisk; International Commercial Policies, § 112)余は嚆矢云々の理由にて、斯の如き名を呼ぶの却て安全ならざるを信ずるものなり。

又余は以上の如く、一般的條款を、無條件條款、條件附條款及び單純條款の三種に區

別したれども、之を以て最惠國條款中條件を云々する條款は、一般的條款に限るものと誤解す可からず。固より我國と諸外國との條約中には、一般的條款以外、即ち特別的條款中には絶へて之を見當らざれども、外國間の條約中には、其例必ずしも乏しからず。例へば英國と墨西哥との間の現行通商航海條約第二條には、我日英條約第十五條と殆と同文の一般的最惠國條款を規定する上に、更に其第四條に於て、船舶貨物の取扱に關し相互に最惠國の待遇を與ふ可き特別的最惠國條款を設けたる其末項に、

兩締盟國ノ一方ヨリ第三國ニ許與スヘキ是等事項ニ關スル一切ノ殊遇若ハ免除若ハ其他航海ニ關スル一切ノ特典ハ即時且條件ヲ附セスシテ他方ニ許與セラルヘシ

と附記して、條件を附せざる旨を明にしたるは、即ち特別的條款中にも、亦條件のことを規定するものあるの一例なり。故に余が爰に一般的條款のみを右三種に區別したるは、聊か不當の譏を免がれざる如くなれども、余は唯だ我現行の通商に準據して、姑く此分類法を用ゆるのみ。

時評

○英國の財政難

高橋誠一郎

實つた果實には必ず蟲が著く。資本主義の上に築かれた現今の社會も終に社會主義と謂ふ恐しい蟲の餌食とならんとしてゐる。「お前の眼にはお前の商買が繁昌する樣に市場も堅實であると見えるであろう、然し吾國の革命的運動は日々其勢を逞うしつゝあるではないか、氣を著け給へ、蟲は果實の内に發生した、軈て破裂の時機が到來するであろう。」とエミール、ゾラはモーゼルの口を借りてナポレオン三世全盛時代の佛蘭西を戒めてゐる。今日に於ては佛蘭西を首として大陸の社會主義は殆ど其發達の頂點を越して此後の大發展を豫想することは出來ぬ。蟲は海峽を渡つた。これから社會主義との苦鬪に入らんとするものは英國である。

一千九百年の總選擧に際して僅に二名の當選者を出すに過ぎなかつた英國勞働黨は一千九百〇六年の總選擧には一躍三十名の多數を出すに至つた。蓋し一千九百〇三年に八十一名の多數を出すに至つた。一千九百〇七年に俄に四十三名に降つた獨逸の社會民主黨と好個のコンツラストをなしてゐる。然も英國社會主義の危險は自ら勞働黨と稱し、或は自ら社會主義を標榜して立つ人々の增加に在るのではなくて、社會主義を非難し攻擊し其撲滅を希望し企圖しつゝある人々の間に其敎化弘布の力を有するの點に在るのである。彼等は尙は依然として非社會主義を唱道しつゝある間に其言動は何時とはなしに社會主義の理論にかぶれて行く。社會主義を攻擊する其論據は反つて社會主義的となつてゐる。社會主義の發達に對して防戰す可き最も堅固なる城堡は下層中產階級である。社會主義者の或者は切りに蟷螂の斧を以て此龍車を破壞せんと試むるのである、英國の社會主義者、殊にフェビアン、ソサエチーの一派の如きは斯くの如き拙劣